

第6章 安全と問題行動

第1節 安全

1 死亡者数

令和6年の子ども・若者（0～29歳）の死亡者数は、85人で前年に比べ13人増加し、死亡者総数に占める割合は0.41%となっている。

第1-6-1表 年齢別死亡者数の推移

(単位:人)

年	区分	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	計	総数	A(%)
R 2		22	4	0	11	24	28	89	17,905	0.50
3		13	1	6	9	22	29	80	18,785	0.43
4		15	3	8	16	16	17	75	20,117	0.37
5		15	4	6	8	17	22	72	20,835	0.35
6		15	5	9	13	20	23	85	20,511	0.41

資料：健康医療福祉政策課

$$(注) A (死亡者総数に占める青少年層死亡者数の割合) = \frac{\text{計 (青少年層死亡者数)}}{\text{総数 (死亡者総数)}}$$

(1) 死因別順位

令和6年の子ども・若者（0～29歳）の死因別順位をみると、第1位は自殺の25人で、死亡者の29.4%を占めている。

第2位は不慮の事故の11人、第3位は悪性新生物の10人となっている。

第1-6-2表 子ども・若者(0～29歳)の死因別順位(死因簡単分類による)

(単位:人)

年	順位	第1位		第2位		第3位		死亡者数 (0～29歳)
		死因	人数	死因	人数	死因	人数	
R 2		自殺	26	不慮の事故	16	悪性新生物 ・周産期に特異的な呼吸障害 及び心血管障害	8	89
3		自殺	41	不慮の事故	10	悪性新生物 ・その他の神経系の疾患 ・心疾患(高血圧性を除く)	4	80
4		自殺	24	不慮の事故	14	悪性新生物	8	75
5		自殺	16	不慮の事故	13	悪性新生物	9	72
6		自殺	25	不慮の事故	11	悪性新生物	10	85

資料：健康医療福祉政策課

(2) 不慮の事故による死亡数

子ども・若者の死亡者のうち、不慮の事故による死亡者は11人(12.9%)となっている。

また、不慮の事故による死亡者のうち、交通事故による死亡者は4人(36.4%)となっている。

第1-6-3表 子ども・若者の不慮の事故による死亡数(令和6年)

(単位:人)

区 分		0～29歳	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳
年齢階級別死亡者数(a)		85	15	5	9	13	20	23
不慮の事故(b)		11	3	0	1	0	1	6
内訳	交通事故	4	1	0	0	0	1	2
	その他	7	2	0	1	0	0	4
不慮の事故の割合(%) (b)/(a)		12.9	20.0	0.0	11.1	0.0	5.0	26.1

資料：健康医療福祉政策課

2 交通事故

(1) 令和6年中の交通事故概況

令和6年中の県内の交通事故は、発生件数2,278件（前年比-341件、-13.0%）、死者数43人（前年比-2人、-4.4%）、負傷者数2,734人（前年比-365人、-11.8%）で、発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも前年より減少し、発生件数及び負傷者数は全国統一の交通事故統計調査が始まった昭和41年以降、最少となった。

(2) 交通事故による子ども・若者の死傷者

ア 令和6年中の交通事故による子ども（中学生以下）の死傷者数は、死者数1人（前年比+1人）、負傷者数163人（前年比+1人、+0.6%）で、死者は全体の2.3%、負傷者は全体の6.0%を占めた。

また、若者（中学生以下を除く29歳以下）の死傷者数は、死者数4人（前年比+3人、+300.0%）、負傷者数483人（前年比-120人、-19.9%）で、死者は全体の9.3%、負傷者は全体の17.7%を占めた。

第1-6-4表 交通事故による子ども(中学生以下)と若者(中学生以下を除く29歳以下)の死傷数の推移

(単位:人、%)

項目別	年別	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数		2,436	2,458	2,375	2,619	2,278
全死者数		28	29	31	45	43
うち子どもの死者数		0	2	0	0	1
上記の割合(%)		0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	2.3%
うち若者の死者数		5	2	3	1	4
上記の割合(%)		17.9%	6.9%	9.7%	2.2%	9.3%
全負傷者数		2,939	2,919	2,853	3,099	2,734
うち子どもの負傷者数		154	156	171	162	163
上記の割合(%)		5.2%	5.3%	6.0%	5.2%	6.0%
うち若者の負傷者数		519	593	543	603	483
上記の割合(%)		17.7%	20.3%	19.0%	19.5%	17.7%

資料:青森県警察本部交通企画課

イ 令和6年の死者を状態別で見ると、子どもの死者は1人であり、若者の死者は自動車乗車中が3人、歩行中が1人である。

第1-6-5表 子ども(中学生以下)と青少年(16歳以上29歳以下)の状態別死者数の状態別死者数(令和6年)

(単位:人)

	自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	合計
交通事故死者数	18	2	2	21	0	43
子どもの死者数	0	0	0	1	0	1
若者の死者数	3	0	0	1	0	4

資料:青森県警察本部交通企画課

(3) 若年運転者による交通事故

ア 令和6年中の若年運転者（中学生以下を除く29歳以下の若者）による交通事故発生件数は436件、死者数は8人で、全発生件数の19.1%、全死者数の18.6%となっており、青少年の免許人口が全免許人口の10.7%であることを考慮すれば、交通事故発生件数の割合が高いと言える。

第1-6-6表 若年運転者(中学生以下を除く29歳以下の若者)による交通事故の推移

項目別	年別	R2	R3	R4	R5	R6
全発生件数(件)		2,436	2,458	2,375	2,619	2,278
うち若年運転者による事故件数		477	492	458	513	436
上記の割合(%)		19.6%	20.0%	19.3%	19.6%	19.1%
全死者数(人)		28	29	31	45	43
うち若年運転者による死者数		5	4	7	5	8
上記の割合(%)		17.9%	13.8%	22.6%	11.1%	18.6%
全負傷者数(人)		2,939	2,919	2,853	3,099	2,734
うち若年運転者による負傷者数		598	614	580	625	551
上記の割合(%)		20.3%	21.0%	20.3%	20.2%	20.2%
運転免許総人口(人)		828,625	822,194	816,221	810,015	801,978
うち若者の免許人口		97,109	94,601	92,196	89,296	85,495
上記の割合(%)		11.7%	11.5%	11.3%	11.0%	10.7%

資料:青森県警察本部交通企画課.運転免許課

注 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

運転免許総人口は、青森県警察が保有する運転免許保有者データを基に作成(警察庁統計と異なる)

運転免許人口は各年12月末である。

イ 令和6年中の若年運転者による死亡事故の法令違反別では、安全運転義務違反(2件、40.0%)によるものが最も多い。

また、若者以外の運転者による死亡事故は、安全運転義務違反(15件、46.9%)及び歩行者妨害等(7件、21.9%)によるものが多い。

第1-6-7表 若者(中学生を除く29歳以下)運転者

	若年運転者による死亡事故件数(件)		若者以外の運転者による死亡事故件数(件)		合計(件)	
		構成率(%)		構成率(%)		構成率(%)
信号無視		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
通行区分	1	20.0%	3	9.4%	4	10.8%
最高速度違反	1	20.0%	1	3.1%	2	5.4%
追越し方法違反		0.0%	2	6.3%	2	5.4%
優先通行妨害等		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
歩行者妨害等		0.0%	7	21.9%	7	18.9%
徐行場所違反		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
指定場所一時不停止等	1	20.0%		0.0%	1	2.7%
安全運転義務違反	2	40.0%	15	46.9%	17	45.9%
調査不能		0.0%	1	3.1%	1	2.7%
計	5	100.0%	32	100.0%	37	100.0%

注1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

資料:青森県警察本部交通企画課

注2 第1当事者が原付以上の死亡事故件数は、37件(死者数41人)である。

注3 構成率は、運転者別の死亡事故件数に占める違反の割合である。

3 水難

過去5年間の水難発生状況は下表のとおりであり、このうち青少年の水難発生件数は23件で、全体の約20%を占めている。

第1-6-8表 青少年の水難発生件数

(単位:件 人)

区分		年別					計
		R 2	3	4	5	6	
発生件数		5(22)	6(27)	4(19)	3(18)	5(28)	23(114)
事故者	水死者等(行方不明含)	1(9)	3(17)	1(7)	1(12)	1(18)	7(63)
	被救助者	4(14)	3(11)	4(15)	2(8)	4(14)	17(62)
	計	5(23)	6(28)	5(22)	3(20)	5(32)	24(125)

(注) ()内は、県内の全発生件数・人員である。

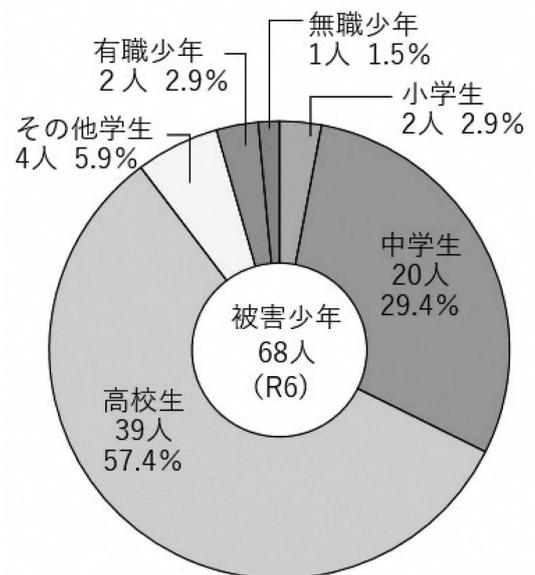
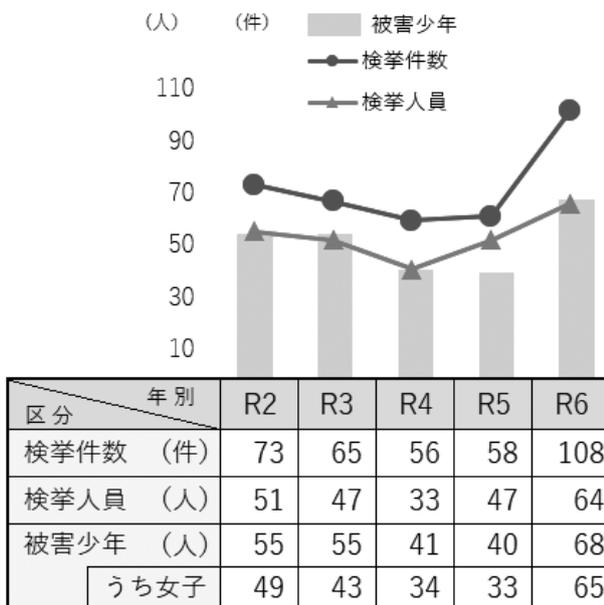
資料:警察本部地域課

第2節 犯罪や虐待

1 犯罪被害の状況

(1) 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

令和6年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、県青少年健全育成条例違反などの少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)の被害者となった少年は68人で、前年に比較すると28人(70.0%)増加した。学校・職業別では、被害者の約9割(86.8%)が中学生、高校生で占められている。



資料:警察本部人身安全対策課

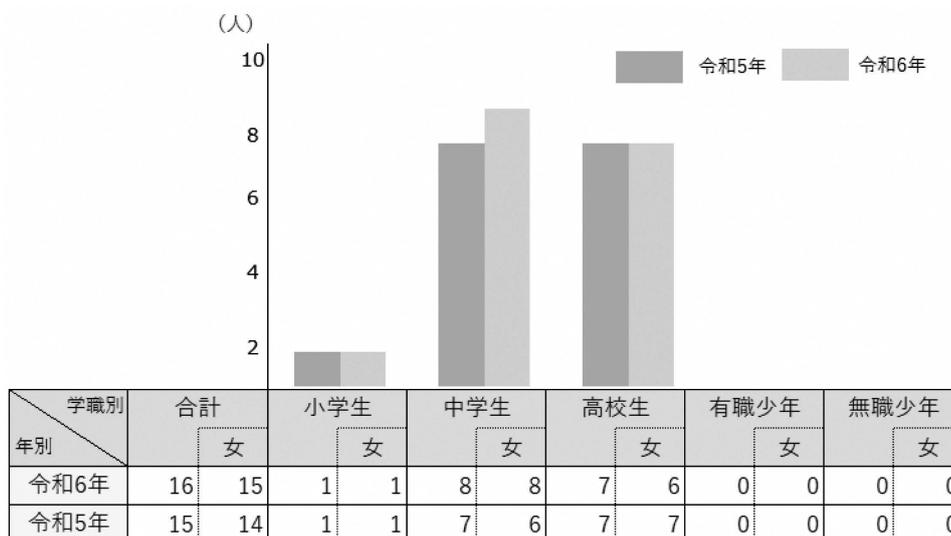
資料:警察本部人身安全対策課

第1-6-9表 福祉犯取締り状況

(2) SNS等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況

令和6年中、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等が介在する福祉犯被害少年は16人で、前年に比較すると1人（6.7%）増加した。学校・職業別では、被害者の9割（93.8%）が中学生と高校生で占められている。

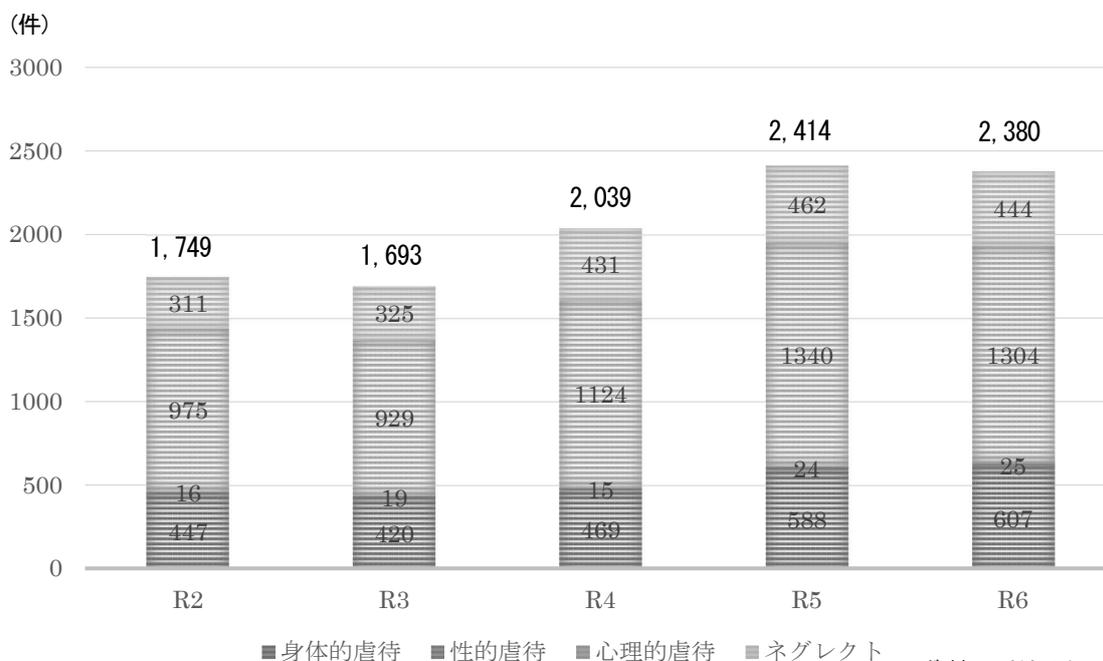
第1-6-10表 SNS等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別状況



資料:警察本部人身安全対策課

2 児童虐待相談対応件数

児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は、2,380件（対前年度比-34件）となっている。その内訳は、身体的虐待607件（+19件）、性的虐待25件（+1件）、心理的虐待1,304件（-36件）、ネグレクト444件（-18件）となっている。最近5年間の相談対応件数の推移は次のとおりで、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にある。



資料:こどもみらい課

第1-6-1図 児童虐待相談対応件数

第3節 少年非行

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

令和6年中の刑法犯少年は169人で、前年から11人(7.0%)増加した。また、不良行為少年の補導は1,545人で、前年から425人(37.9%)増加した。

第1-6-11表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

(単位:人)

区分		年別					
		R 2	3	4	5	6	
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯罪少年	77	51	74	91	93
		触法少年	43	59	52	67	76
		計	120	110	126	158	169
	特 別 法 犯 少 年	24	9	16	37	24	
	ぐ 犯 少 年	9	0	2	0	5	
	合 計	153	119	144	195	198	
不 良 行 為 少 年		1,167	816	847	1,120	1,545	

資料:警察本部人身安全対策課

- (注) 非行少年……刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。
 刑法犯少年……刑法の罪を犯した犯罪少年及び刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。
 触法少年……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。
 特別法犯少年……覚醒剤取締法など刑法犯以外の特別法の罪を犯した犯罪少年及び特別法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があつて、その性格又は環境から照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者をいう。
 ※少年法改正により、R4.4.1からは18歳未満の者をいう。
 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている20歳未満の者をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

令和6年中の刑法犯少年のうち、罪種別では、凶悪犯、知能犯、風俗犯及びその他の刑法犯が前年から増加した。

第1-6-12表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別			年別				
			R 2	3	4	5	6
凶	悪	犯	1	2	2	2	5
粗	暴	犯	14	18	34	33	32
窃	盗	犯	78	60	66	88	71
知	能	犯	4	1	1	3	5
風	俗	犯	3	4	6	5	14
その他の刑法犯			20	25	17	27	42
合 計			120	110	126	158	169

資料:警察本部人身安全対策課

- (注) 凶悪犯……殺人、強盗、放火、不同意性交等の犯罪をいう(強制性交等を含む)。
 粗暴犯……凶器準備集合、暴行・傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。
 知能犯……詐欺、横領、偽造などの犯罪をいう。
 風俗犯……賭博、わいせつの犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

令和6年中の刑法犯少年のうち、学職別では、小学生、中学生、高校生が前年から増加した。

第1-6-13表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移（確定値）

（単位：人）

学職別		年別				
		R 2	3	4	5	6
未 就 学		0	0	1	0	0
児童 生徒	小 学 生	28	32	34	42	51
	中 学 生	29	38	26	42	43
	高 校 生	24	9	36	36	40
	その他学生	3	5	3	3	3
有 職 少 年		28	19	15	22	21
無 職 少 年		8	7	11	13	11
合 計		120	110	126	158	169

（注）その他学生…大学生、専修学校生などをいう。

資料：警察本部生活安全企画課

第4節 薬物乱用

令和6年中、大麻取締法違反で少年2人を検挙した。

第1-6-14表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

（単位：人）

区分	年別				
	R2	R3	R4	R5	R6
シンナー（毒物及び劇物取締法）	0	0	0	0	0
覚醒剤（覚醒剤取締法）	0	0	0	1	0
大麻（大麻取締法）	2	1	1	12	2

資料：警察本部人身安全対策課

（注）薬物乱用とは、医薬品を病気の予防又は治療等の医療目的から逸脱して使用すること、あるいは医療目的でない薬物を、快感を得る目的で不正に使用することをいい、薬物規制に関する法律については上記のほか、麻薬及び向精神薬取締法などがある。

第5節 性逸脱行為

令和6年中、不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為）をしていたことにより補導された少年は22人で、前年に比較すると11人（33.3%）減少した。

第1-6-15表 不健全性的行為少年の推移

（単位：人）

区分	年別				
	R2	R3	R4	R5	R6
人員	23	22	12	33	22
うち女子	20	15	4	10	10

資料：警察本部生活安全企画課